

農業振興地域整備計画の変更案の縦覧について

男鹿農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項の規定において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面を次により縦覧に供する。

当該農業振興地域整備計画の案に対して意見のある者は、男鹿市の住民に限り、令和 5 年 8 月 15 日の縦覧期間満了の日までに、市に意見書を提出することができる。

当該農用地利用計画の案に係る農用区域にある土地の所有者、その土地に関し権利を有する者が、当該農用地利用計画の案に対して異議あるときは、令和 5 年 8 月 15 日の翌日から起算して15日以内にこれを申し出ることができる。

令和 5 年 7 月 14 日

男鹿市長 菅原 広二

1 農用地利用計画の案の縦覧期間

自 令和 5 年 7 月 15 日 (午前8時30分～午後5時)  
至 令和 5 年 8 月 15 日 (午前8時30分～午後5時)

2 農用地利用計画の案の縦覧場所

男鹿市産業建設部農林水産課  
男鹿市船川港船川字泉台66番地1